

議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和2年第7回臨時会

1 案件名

議案第123号 佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について

2 概要

12月に支給する期末手当の額を減額するため改正する。

3 理由、趣旨、目的等

特別職の国家公務員の給与改定に準じ期末手当の支給割合を改定する。

第1条 市長及び副市長の令和2年12月期の期末手当支給割合の引下げ

12月期 1.70月 → 1.65月 (△0.05月)

第2条 市長及び副市長の令和3年6月期以降の期末手当支給割合の分割

6月期、12月期とも 1.675月

(6月期△0.025月、12月期+0.025月)

第3条 議員の令和2年12月期の期末手当支給割合の引下げ

12月期 1.70月 → 1.65月 (△0.05月)

第4条 議員の令和3年6月期以降の期末手当支給割合の分割

6月期、12月期とも 1.675月

(6月期△0.025月、12月期+0.025月)

4 その他の事項

・施行日：第1条及び第3条 公布の日

第2条及び第4条 令和3年4月1日

・教育長の期末手当支給割合は、市長及び副市長と同様に引き下げ、及び分割される（佐野市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例第4条第2項において佐野市長等の給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定を準用している。）。